

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

厚生年金 事案 4868（事案 230 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 17 日から 42 年 6 月 6 日まで
平成 20 年 9 月 11 日付けで脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受けたが、事前に受けた調査結果の説明では、受給の記憶がある傷病手当金と脱退手当金は一緒に支払われたのではないかとのことだった。その後、日本年金機構へ電話で相談したところ、傷病手当金と脱退手当金は支払場所が違いますという回答を受けたので、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人も含め 6 名中 5 名が資格喪失日の約 1 年以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該 5 名全員について、被保険者名簿に「脱」表示が記されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 7 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初申立ての調査結果説明の際に、受給の記憶がある傷病手当金と脱退手当金は一緒に支払われたのではないかと説明を受

けたが、傷病手当金と脱退手当金は支払場所が異なるはずであると主張し、再度申し立てている。

しかし、申立人の傷病手当金は、政府管掌健康保険のため支給庁は脱退手当金と同じ社会保険庁（当時）であり、支払場所が同じだった可能性が高いものと考えられる。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人も含め 6 名中 5 名が資格喪失日の約 1 年以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該 5 名全員について、被保険者名簿に「脱」表示が記されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 4869(事案 394 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 1 日から 37 年 1 月 14 日まで
② 昭和 37 年 3 月 14 日から同年 8 月 11 日まで
③ 昭和 37 年 8 月 28 日から 41 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)の方が勝手に支給した脱退手当金を返金するので、その期間を厚生年金保険の加入期間に追加していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、脱退手当金が支給された後に社会保険事務所を訪れ、支給事実を確認していること、ii) 申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、社会保険事務所の方が勝手に支給した脱退手当金を返金するので、厚生年金保険の加入期間に追加していただきたいとして、再度申立てを行っているが、その申立内容は、前回の申立内容と同様であり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、脱退手当金の受給を認めながら、社会保険事務所が行った脱退手当金の支給を了解していないと主張して記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、申立人が、当時脱退手当金を受給したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、当該脱退手当金に係る返金等の可否を判断することはできない。

厚生年金 事案 4870 (事案 420 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 12 月 5 日から 34 年 2 月 1 日まで
② 昭和 35 年 2 月 1 日から 37 年 9 月 16 日まで

平成 19 年 9 月の新聞で、社会保険庁(当時)や市町村の職員の横領等に関する記事を見た。私の申立期間については脱退手当金を支給したことになっているが、私には受給した記憶が無い。きっと職員が着服したに違いないので、早く記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難いこと、ii) いずれの申立期間とも、申立人の被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと、iii) 申立期間①について、申立人の被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されている上、申立期間①と申立期間②の被保険者番号は異なっており、申立期間①及び申立期間②の双方の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 1 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成 19 年 9 月の新聞に掲載されていた、「社会保険庁及び市町村役場の職員による横領等事案調査結果」の記事を読んで、申立人自身の脱退手当金についても社会保険庁の職員が着服したのではない

かとして、再度申立てを行っているものであるが、申立人の脱退手当金が着服されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されていること、支給額に計算上の誤りが無いこと、申立人の被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、申立人が、当時脱退手当金を受給したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、横領等の犯罪の有無を判断することはできない。